

無料相談

法務局くらしの相談所

高知地方法務局では、県民の皆さまに法務局の業務内容を知っていただくとともに、多くの方々に親しみをもち、利用していただくことを目的として、職員が行っている事務全般に関する相談をお受けする無料相談所を開設します。

相続などの各種登記、地代・家賃のトラブル、近隣関係などで困りごとありましたらお気軽にお越しくください。

日時

1月20日(日)

午前10時～午後4時

場所

四万十市立中央公民館

四万十市石山五月町8-22

相談内容

登記・供託・戸籍・国籍・人権擁護など、法務局の事務全般に関する相談

※予約は必要ありません。

○お問い合わせ

高知地方法務局総務課

☎088-822-3331

お知らせ

建築主のみなさんへ 建築確認・検査の手続きが 変わりました

構造計算書偽装事件をうけ、再発防止を目的とし「建築確認・検査の厳格化」を大きな柱とする建築基準法等の一部改正が行われ、6月20日から施行されています。

●構造計算適合性判定制度の導入
高度な構造計算を行う建築物については、高知県知事による構造計算適合性判定が義務付けられました。

●審査期間の延長
構造計算適合性判定制度の導入に伴い、建築確認の審査期間が21日間から35日間(最大70日間)に延長されました。

●指針に基づく厳格な審査の実施
設計者のチェックが不十分な設計図書であっても審査段階で補正が認められてきましたが、法令に適合しない箇所や不整合な箇所がある場合には、再申請や追加資料の提出

を求めることとしました。
*工事中の計画変更も同様。
手続きに必要な期間を考慮し、余裕のあるスケジュールを設定してください。

○お問い合わせ

高知県建設指導課

☎088-823-9864

<http://www.pref.kochi.jp/shidou-ky>

保管物件(通貨・証券など)の返還

税関では、終戦当時に外地から引き揚げて来られた方からお預かりした通貨・証券などをお返ししています。
お心当たりのある方は、どうぞご連絡ください。

高知税関支署 ☎088-832-6131 ☎088-832-6132
e-mail/kouchi@kobe-customs.go.jp
須崎出張所 ☎&☎0889-42-0333

役場からの

お知らせ

特別児童扶養手当について

特別児童扶養手当とは、身体・知的または精神に障がいのある20歳未満の児童を自宅で養育している保護者に対して手当の支給を行う制度です。
支給要件に該当すると思われる方は、役場までお問い合わせ下さい。

支給要件

- 児童の障がいがある場合です。
- 身体障害者手帳1・2級程度の障がいのある人および3・4級程度の障がいがある一部の人
- 療育手帳A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)の一部の人
- 精神の障がいであって、右記と同程度以上と認められる程度の人

支給の制限

該当する児童が施設などに入所している場合や受給資格者または配偶者もしくは扶養

義務者に前年の所得が一定額以上あるときは支給されません。
手当額

- 1級 月額50,750円
- 2級 月額33,800円

○お問い合わせ

大方総合支所健康福祉課福祉係

☎43-2116(直通)

佐賀総合支所健康福祉課

保険福祉係

☎55-3112(直通)

“古着”集めています

大方誠心園では、入所者や通所者が作業の一つとして行う、ウエス(機械類の油を拭き取ったり、汚れ・不純物などを拭き取ってきれいにするために用いる布)作りのため古着(タオル・バスタオル可)を集めています。

ご家庭などに、不要になったものがありましたら、ご協力よろしくお願います。

お気軽に、大方誠心園または役場担当までご連絡下さい。

○お問い合わせ

大方誠心園

☎43-2139

大方総合支所健康福祉課福祉係

☎43-2116(直通)